

## メニュー事業の内容及び助成対象経費等

## (1) 【自己啓発等メニュー事業（年間上限枠5,000円）】

| メニュー     | 趣 旨                           | コード  | 内 容                                                                                                                     | 対 象 者 | 助成対象経費                                                                      | 添付書類        |
|----------|-------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 自己啓発     | 組合員の資格取得等の自己啓発活動を支援する。<br>※ 3 | 0101 | 国家資格・公的資格・民間資格に位置付けられる各種資格を取得又は更新する組合員に対し、助成金を交付する。                                                                     | 組合員   | 資格試験の受験料・更新料                                                                | 領収書         |
|          |                               | 0102 | 通信教育講座、大学で行われる公開講座、科目履修等を受講する組合員に対し、助成金を交付する。                                                                           | 組合員   | 講座等の受講料                                                                     | 領収書         |
|          |                               | 0103 | 教養・文化教室、学会、各種講座・セミナー等を受講する組合員に対し、助成金を交付する。                                                                              | 組合員   | 講座等の受講料                                                                     | 領収書等<br>※ 4 |
| 社会貢献     | 組合員の行う社会貢献活動を支援する。            | 0201 | ボランティア活動に参加する組合員に対し、参加に要した費用について助成金を交付する。                                                                               | 組合員   | 参加旅費・宿泊費・参加料                                                                | 領収書及び証明書※ 5 |
| 育児・介護等支援 | 組合員の行う育児活動を支援する。              | 0301 | 道路交通法で義務付けられている6歳未満の子ども用のチャイルドシート又はジュニアシートを購入（又はリース）する組合員に対し、助成金を交付する。<br>未就学児の一時的な保育サービス（病児保育を含む）を利用する組合員に対し、助成金を交付する。 | 組合員   | 道路交通法で義務付けられている6歳未満の子ども用のチャイルドシート又はジュニアシートの購入費又はリース料<br>未就学児の一時的な保育サービスの利用料 | 領収書         |
|          | 組合員の行う介護活動等を支援する。             | 0302 | 介護保険法及び障害者自立支援法上の居宅サービス又は施設サービスを利用する組合員に対し、助成金を交付する。                                                                    | 組合員   | 居宅サービス、施設サービスの利用料                                                           | 領収書         |

## (2) 【健康増進等メニュー事業（年間上限枠4,000円）】

| メニュー       | 趣 旨                    | コード  | 内 容                                                         | 対 象 者   | 助成対象経費          | 添付書類        |
|------------|------------------------|------|-------------------------------------------------------------|---------|-----------------|-------------|
| 健康増進       | 組合員の健康増進のための活動を支援する。   | 0601 | スポーツ教室を受講する組合員に対し、助成金を交付する。                                 | 組合員及び家族 | スポーツ教室の受講料      | 領収書         |
|            |                        | 0602 | スキーリフト券等、自転車レンタル、テニスコート、プール等のスポーツ施設を利用する組合員に対し、助成金を交付する。    | 組合員及び家族 | スポーツ施設の利用料      | 領収書         |
|            |                        | 0603 | 市民マラソン大会など各種スポーツ大会に参加する組合員に対し、助成金を交付する。                     | 組合員及び家族 | 大会の参加料          | 領収書         |
|            |                        | 0604 | スーパー銭湯、温泉施設等の健康施設を利用する組合員に対し、助成金を交付する。                      | 組合員及び家族 | 健康施設利用料         | 領収書         |
| 文化活動       | 組合員の芸術文化鑑賞等の文化活動を支援する。 | 0701 | 映画、美術、演劇、コンサート等芸術・文化・芸能に関するイベントを鑑賞する組合員に対し、助成金を交付する。        | 組合員及び家族 | 入場料等            | 領収書・チケット半券等 |
|            |                        | 0702 | テーマパーク、博物館、水族館、動物園、植物園、名勝・旧跡等文化等に関する施設を利用する組合員に対し、助成金を交付する。 | 組合員及び家族 | 入館料等            | 領収書・チケット半券等 |
| レクリエーション活動 | 組合員の行うレクリエーション活動を支援する。 | 0801 | 国、県及び他の地方公共団体が主催又は共催するイベントに参加する組合員に対し、助成金を交付する。             | 組合員及び家族 | イベントの参加料        | 領収書         |
|            |                        | 0802 | 海外旅行を行う組合員に対し、その準備費用について助成金を交付する。                           | 組合員及び家族 | パスポート取得費用、旅行保険料 | 領収書         |
|            |                        | 0803 | プロスポーツ等の公式戦を観戦する組合員に対し、助成金を交付する。（プロ野球、プロサッカー、プロゴルフ等）        | 組合員及び家族 | 球場・競技場の入場料・観戦料  | 領収書・チケット半券等 |
|            |                        | 0804 | 宿泊施設（宿泊施設利用助成の申請したものを除く。）を利用する組合員に対し、助成金を交付する。              | 組合員及び家族 | 宿泊料（交通費・飲食代は除く） | 領収書         |

※ 1 各メニューにおいて、「受講料」には教材・入会金を含み、機器購入費を含まない。

※ 2 各メニューにおいて、「領収書」には銀行振込帳票を含む。銀行振込帳票では内容が判断出来ない場合は、追加の資料を添付する。

※ 3 自己啓発メニューにおいて、広島県がその経費の一部を負担しているものは含まない。

※ 4 教養・文化教室、学会、各種講座・セミナー等受講助成(0103)において、費用が学会年会費のみの場合は、学会会員としての活動への参加など、自己啓発活動が確認できる書類を併せて提出する。

※ 5 ボランティア活動等参加費用助成(0201)において、「証明書」とはボランティア活動等参加が確認できる書類とする。

※ 6 自己啓発等メニュー事業及び健康増進等メニュー事業の併用はできない。

※ 7 組合員が参加しない家族のみの活動は対象とならない。